

世界の職業リハビリテーション研究会 設置・運営要綱

1 目的

「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究（令和2～4年度）」の研究計画に基づき、我が国の職業リハビリテーションの支援ニーズや研究課題との関連で国際的な最新動向を体系的に調査し情報を共有し、必要情報を効率的に収集整理するために、当センターの研究担当職等による、「世界の職業リハビリテーション研究会」を設置することとする。

2 内容

本研究会は、次の事項について検討するものとする。

(1) 我が国の政策・実務的課題と諸外国の動向の関連性の検討

- 我が国の職業リハビリテーションの政策的・実務的課題と、諸外国の制度・サービスの動向との関連の明確化
- 我が国の職業リハビリテーションの支援ニーズや研究課題に参考になると考えられる諸外国の職業リハビリテーションの制度・サービスの調査対象の検討

(2) 諸外国で成果を上げている支援内容と日本との比較

諸外国の職業リハビリテーションの制度・サービスの調査結果について、我が国の職業リハビリテーションの取組成果や課題と比較して、情報の有益性を評価

(3) 日本の政策・実務課題の検討に参考となる諸外国の制度・サービスの内容の検討

諸外国の職業リハビリテーションの制度・サービスの調査結果について、我が国の職業リハビリテーションの支援ニーズや研究課題への参考となる事項の検討

3 運営

- (1) 本研究会の事務局は、障害者職業総合センター社会的支援部門に置き、また円滑な運営のため研究担当職等による世話人を置く。
- (2) 研究会は機構職員以外に、外部関係者は自由参加とするが、必要に応じて外部関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の当日資料、議事要旨は研究部門ホームページで公開する。公開する議事要旨では参加者、発言者等の個人情報を掲載しない。
- (4) 本研究会の議事内容は、研究会の目的の範囲で調査研究報告書に反映することとし、その成果は障害者職業総合センターに帰属するものとする。
- (5) 非常事態による移動自粛、移動困難者への対応、全国からの参加者の確保等のため、オンライン会議形式を併用できるように努める。

4 設置期間

本研究会の設置期間は令和2年6月から令和5年3月までとする。

5 細則

- (1) 原則、障害者職業センター内の会議室で定期的に研究会を開催する。
- (2) 研究会開催案内は、メーリングリスト等により、開催1週間前までに行うよう努める。
- (3) 研究会の当日資料は開催後数日以内目途、議事要旨は開催後1か月以内目途に研究部門ホームページで公開する。
- (4) 研究会の開催案内には、以下を含めるものとする。
 - 障害者職業総合センター研究担当職、研究協力員
 - 機構関連部署（職業リハビリテーション部、雇用開発推進部等）
 - 厚生労働省関係部署（障害者雇用対策課、障害福祉課等）
 - 職業リハビリテーション実務関係者（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、ジョブコーチ、地域関係機関・専門職）で関心のある者
 - 企業関係者で関心のある者
 - 障害当事者団体等
 - その他、事務局において必要と認めた者